

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成8年3月

第1 基本的な考え方

我が国経済の発展に伴う所得水準の上昇や週休2日制の普及等により、近年、余暇時間の増大や心の豊かさを尊重する傾向が強まり、個々のライフスタイルの変化による従来の価値観の変化に伴い、余暇の楽しみ方が多様化する中で、農業・農村への関心の高まりが見られる。

さらに、都市住民を中心に余暇を利用して農村に滞在し、地域の農業や自然・文化などを体験する余暇活動が増えてきており、このような滞在型の余暇活動は将来に向けてゆとりある国民生活を実現する上で極めて重要な要素である。

併せて、それを受け入れる農村においては都市住民との交流の活発化による農産物の販路拡大などの経済的な効果等により、その活性化の有力な手段となり得るものであり、本県としてもこれら農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図ることが必要となっている。

また、本県は東北地方の最南端に位置し、全国第3位の広大な県土と森林・湖沼群等からなる豊かな自然を有しており、県内は阿武隈高地、奥羽山脈により、中通り、会津、浜通りの3地方に区分され、それぞれ気候、風土を異にした地域特性のもと農業を基幹産業とし林業、漁業及び関連産業が営まれている。

さらに、東北新幹線、東北自動車道など高速交通体系の整備が進行し首都圏と短時間で交流できる恵まれた位置にあるとともに福島空港の活用により関西圏等との交流の活発化も期待されるなど多くの可能性を有している。

このようなことから県は最近における諸情勢を踏まえ、本県のもつ自然的・社会的条件などの地域の特色を活かしながら、都市住

民等の多様なニーズに応えるとともに、地域のより一層の活性化を図り、活力と魅力に満ちた農業・農村を構築するため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備と併せて、山村・漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の促進を図ることとし、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるとともに、農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域の整備を目指すものとする。

① 良好な農村景観の形成について

ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされるとともに、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となって、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観が形成される。

イ 生態系の調和に配慮がなされ、自然環境への人為的働きかけを最小限にし、施設整備に当たっては周辺に生息する植物、小動物等の生息が保全される。

② 交流のための良好な空間の形成について

ア 農村地域の持つ快適性や景観を考慮した施設等の整備がなされ、さらに安全性、利便性等の機能をあわせ持つ交流のための良好な空間が形成される。

イ 歴史的・文化的資産や景勝地等の地域資源の保全と活用を図りつつ、自然環境の保全にも配慮した空間が形成される。

③ 農作業体験施設等交流施設の総合的・一体的整備について

ア 農業・農村に関する体験施設や附帯する販売・飲食・休憩宿泊施設等が都市住民等のニーズに対応し、また、高齢者、障害者等の利用に配慮されるように総合的に一体的に整備される。

イ 交通体系の整備に伴い地域間の時間・距離の短縮による都市住民の交流範囲の拡大、交流回数を増加させ、国際化を含めた広域的な交流が展開される。

ウ 都市住民の多様化するニーズに対応するためパソコン通信やマスメディア等を活用した情報提供サービスを充実させ、県及び関係団体等の連携のもと情報提供サービスのネットワーク化に努めるとともに、きめ細かな対応と質の高いサービスの提供が行われる。

④ 自然・伝統・文化の活用について

ア 地域の農業生産活動や自然資源を活かし、農業者による農業体験指導等質の高いサービスの提供が行われ独自性に満ちた多様な余暇活動の場が提供される。

イ 地域で伝承されている郷土食・伝統工芸・伝統芸能等といった地域の諸資源について交流資源等として有効活用が図られ、地場産業の振興が図られる。

ウ 地域に存在する温泉資源を活かし、健康づくり機能等の充実を進め農業体験と併せ通年的な活用が図られる。

⑤ 農業農村の活性化について

農村滞在型余暇活動の機能の整備が農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保、農業所得の向上など地域の活性化が図られる。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）の設定は、次の要件を満たす地域について設定するものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、適正に管理され有効に利用されていること。
- (2) 自然環境の保全等に配慮がなされ、農地等の農業生産が行われている場とその周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観を形成されていること。
- (3) 自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、地域の所得、就業機会の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取組みに対する地域的な意識が高く、また、伝統文化が豊かであり、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいること。
- (4) 都市地域からの時間・距離が都市住民のニーズに対応できるものであり、交流人口の増加・定着が推進できる地域であること。
- (5) 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

本県においては、整備地区の設定に関しては以下の各地方の特性を活かすものとする。

ア 県北地域

当地域は吾妻連峰、阿武隈川等の多様な自然資源に恵まれているとともに、気象条件などの地域特性を活かして古くから商品性の高い作物が導入されており、特に、果樹は県内生産の大半を占め、施設型の野菜や畜産も盛んである。

今後は観光資源を生かした都市近郊型の「体験型」農業地域の形成を促進し、隣接県との広域的交流が期待される。

イ 県中地域

当地域は阿武隈山系、奥羽山脈、猪苗代湖など地形的な変化に富み、平坦地域では都市近郊型農業が営まれる一方、中山間地域では高冷地の特性を生かした畜産等が営まれている。

今後は地域に内在する豊かな自然資源・観光資源を活用するとともに、福島空港等の高速交通体系等の活用により国際化も含めた広域的交流が期待される。

ウ 県南地域

当地域は那須連山等の多様な自然条件及び首都圏に近接するという地理的優位性を持ち、野菜、果樹、花きの園芸作物の振興に伴う農業経営の複合化による安定した地域農業の確立が図られてきている。

今後は高速交通体系の整備に伴い首都圏への時間・距離が短縮されたことなどにより、隣接県を含めた首都圏との広域的交流が期待される。

エ 会津地域

当地域は県内一の穀倉地帯を有し、伝統工芸等の地場産業も盛んであり、また、猪苗代湖、磐梯山に代表される豊かな自然資源と伝統ある歴史・文化に裏付けられた本県における観光の中心的地域となっている。

今後は多様で豊かな自然や歴史的資源などを活用し、地域内で展開されるリゾート整備等との調和を図りつつ、美しい景観を保全しながら隣接県との広域的交流が期待される。

オ 南会津地域

当地域は急峻な山並、豊富な森林さらに、国家的資産の尾瀬など豊かな自然資源を有するとともに、高冷地特有の気象条件を活かした野菜、花きを中心とした農業が営まれている。

今後は会津鬼怒川線により首都圏との時間・距離が短縮されたことによる、隣接県を含めた首都圏との広域的交流が期待される。

カ 相双地域

当地域は長大な海岸線、阿武隈高地など多様な自然資源を有しており、冬季の温暖な気象条件などを活かした施設園芸等が営まれている。

今後は海洋と高原などの自然資源や個性ある伝統文化などの地域資源を活かし、隣接県との広域的交流が期待される。

キ いわき地域

当地域は太平洋に面する海岸線から阿武隈高地まで多様な自然資源を有し、首都圏との近接性などの条件を活かした施設野菜が振興され、温暖な気候を活かした周年出荷体制の推進が図られてきている。

今後は海洋及び歴史資源を活かしながら、常磐・磐越両自動車道により首都圏等との時間・距離が短縮されたことによる、隣接県を含めた首都圏との広域的交流が期待される。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取組みの下に農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備が促進されると認められる地区であること。

イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を生かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。

ウ 市町村内において複数の整備地区を認定する場合には各整備地区がそれぞれに特色ある余暇活動の機能の整備がなされ、それらの地区が有機的な連携の下にその成果の確保が図られるものであること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等 その

他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源の有する多面的な機能の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源、林地、水辺地等について地域の固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進することを旨とする。

(2) 土地利用の方針

整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用に関する措置、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては次の諸点に留意して行うものとする。

(1) 農業者等自らの創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を活かし、かつ、農村景観に配慮した魅力的な施設等の整備に努める。

(2) 都市住民等が滞在しつつ農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民等のニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設等の整備に努める。

(3) 施設等の整備に当たっては地域住民及び都市住民、高齢者、身体障害者、女性等の意向が十分反映されるよう努める。

(4) 施設等の整備に当たっては通年的に効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討する。

(5) 施設等の整備に当たっては既存の施設等との調和を図るとともにその積極的活用を図る。また、各施設等は総合的・計画的に配慮し、相互に有機的な連携を有するものとする。なお、施設等の整備に当たっては類似の施設等との重複がないよう特に留意するものとする。

(6) 施設の整備に際しては地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮する。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図るものとする。

(2) 市町村内に複数の整備地区を定めた場合には整備地区間の連携に配慮するものとする。

(3) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の向上や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材の地域農産物の活用・安定供給等については、協定づくりなどによる地区の関係者の連携による取組みを推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については第2の1の(1)と同様であるが、そのほか特に以下の事項についても整備を目指すものとする。

ア 都市住民が森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう地域の特性を活かし、森林の保健機能が高度に発揮される多様な森林資源が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成される。

イ その整備が林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、国土の保全等森林の持つ多面的な機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成される。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については第2の1の(2)と同様であるが、そのほか特に以下の事項についても整備を進めるものとする。

- ア 地域の森林・林業に関する認識及び理解、特用林産物の販売を通じて森林整備に対する積極的な協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するよう努める。
- イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林の保全・整備及び林業生産活動と地域社会活動との調和ある共存に努める。
- ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど、森林の多面的な機能の高度発揮に努める。
- エ 森林施業等の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して体験区域を選定するとともに、区域の明示、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置に努める。
- オ 指導林家、森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成に努める。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項
山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするがそのほか、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関して必要な措置に関する事項

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林整備計画、市町村森林整備計画、その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については第2の1の(1)と同様であるがそのほか特に以下の事項についても整備を目指すものとする。

- ア 都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の特性を生かすとともに漁場環境の維持・整備に配慮した良好な環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成される。
 - イ 漁ろうの体験等について地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高いサービスの提供が行われる。
 - ウ 機能の整備が漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られる。
- (2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方
漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(2)と同

様であるがそのほか特に以下の事項についても整備を進めるものとする。

- ア 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきのもとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するよう配慮する。
- イ 漁場の適正・円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努める。
- ウ 漁ろう体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努める。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項
漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。
- (2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項
その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については第2の5と同様の事項につき漁村の現状を考慮しつつ必要な措置を講ずるほか、漁村滞在型余暇活動を効果的に実施するため漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努める。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動機能の整備の成果を確保するため、施設等の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的なPR活動等により年間を通じた交流人口の安定的な確保に努めるものとする。

2 国際化の推進

国際的な交流をも推進する観点からPRパンフレット、地区・施設の案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮するものとする。

3 市町村間の連携活動の強化

都市住民の広域的な交流活動に対応できるよう各市町村間の連携活動を推進し、都市側への情報提供、誘客等について効果的な取組みを行うものとする。

4 支援体制の設備

市町村は関係機関及び農林漁業団体、観光団体等で構成する支援組織を設置し、農林漁業者等に対して指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。